109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費				
定員超過減算		□	該当	
人員基準減算		□	該当	
ユニットケア減算	日中常時１名以上の介護又は看護職員の配置	□	未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	□	未配置	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない	□	該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	□	該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	□	あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	□	あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	□	あり	
	７日を限度に算定（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）	□	該当	
	受入窓口の明確化	□	あり	
	空床情報の公表	□	あり	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	□	あり	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	□	該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	□	該当	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	□	該当	
	療養食の献立の作成	□	該当	療養食献立表
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（一）次の（１）又は（２）に該当	□	該当	
	（１）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の８０以上	□	該当	
	（２）介護職員総数のうち、勤続年数が１０以上の介護福祉士の割合が１００分の３５以上	□	該当	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定していない	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上	□	該当	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定していない	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当	□	該当	
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の５０以上	□	該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が１００分の７５以上	□	該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数７年以上の職員の割合が１００分の３０以上	□	該当	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)のいずれかに適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	１　次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	□	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一）経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額８万円以上又は年額４４０万円以上			
	（二）指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	（三）介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四）介護職員以外の職員の見込額が年額４４０万円を上回らない			
	２　介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	該当	
	４　処遇改善の実施の報告	□	該当	実績報告書
	５　次の（一）又は（二）のいずれかに適合	□	該当	
	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出	□		
	（二）指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出	□		
	６　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	□	該当	
	７　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	あり	
	８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	１　次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	□	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一）経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額８万円以上又は年額４４０万円以上			
	（二）指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	（三）介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四）介護職員以外の職員の見込額が年額４４０万円を上回らない			
	２　介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	□	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	該当	
	４　処遇改善の実施の報告	□	該当	実績報告書
	５　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	□	該当	
	６　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	□	該当	
	７　処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	□	該当	